

## 秋田市景観計画（素案）に対する意見公募要領

平成21年1月15日  
都市計画課

現在、検討を進めている秋田市景観計画（素案）について、広く市民の皆さまからご意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。

皆さまからお寄せいただいたご意見を考慮して更に検討を進め、今年度末に計画を策定する予定です。

### 1 意見募集期間

平成21年1月15日（木）から平成21年2月4日（水）

### 2 意見を提出できる方

- ・秋田市に居住している方
- ・秋田市に通勤又は通学している方
- ・秋田市に事務所又は事業所を設け事業を営んでいる方
- ・その他、この案に利害関係を有する方

### 3 意見の提出先・提出方法

別紙様式へご記入いただき、電子メール、FAX、郵送により都市計画課へ送っていただくか、都市計画課・各施設の窓口へ提出してください。

- ・郵送の場合：〒010-8560 秋田市山王一丁目1-1 秋田市都市計画課宛
- ・FAXの場合：865-6957
- ・電子メールの場合：ro-urim@city.akita.akita.jp
- ・窓口へ提出する場合：秋田市役所本庁舎4階都市計画課

各施設の窓口

平日の8時30分～17時30分

（アルベ市民交流サロンへ提出する場合は、9:00～19:00）

\* 電話によるご意見の受付には応じかねますので、ご了承ください。

### 4 資料閲覧場所

資料の閲覧場所は、下記のとおりです。

- ・都市計画課ホームページ  
URL：<http://www.city.akita.akita.jp/city/ur/im/kikaku/keikan/default.htm>
- ・秋田市役所本庁舎（1階市民談話室、4階都市計画課）
- ・各公民館、各地域センター
- ・土崎支所、新屋支所、河辺市民センター、雄和市民センター
- ・アルヴェ3階市民交流サロン

### 5 その他

- ・ ご意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、ご意見の内容に不明があった場合等の連絡・確認といった本案に対する意見公募に関する業務のみに利用させていただきます。
- ・ いただいたご意見についての個別の回答は致しかねますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 記入漏れや本要領に即して記述されていない場合には、ご意見を無効扱いとさせていただきます。
- ・ いただいたご意見の概要につきましては、それらに対する市の考え方と併せて、平成21年2月上旬にホームページなどで公表いたします。ただし、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合や個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見公募に関するお問い合わせ先

秋田市都市整備部都市計画企画担当

電話 866-2152（直通）